

報告事項 3

損害賠償請求事件について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和7年4月11日

教 職 員 課

損害賠償請求事件について

1 当事者

原告：県立高等学校の元生徒

被告：愛知県及びA（業者）

2 請求の趣旨

- (1) 被告らは、原告に対し、連帯して金 1,000 万円及びこれに対する令和元年 9 月 23 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (2) 訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決を求める。

3 事件の概要

(1) 事件の経過

原告は、平成 31 年 4 月に県立 B 高等学校に入学した生徒であるが、同校の改修工事（以下「本件工事」という。）が行われた 9 月頃から、登校後に体調不良を覚えるようになった。原告や保護者は、体調不良は工事の粉塵や臭いが原因であると考え、11 月 8 日、受診した病院から化学物質過敏症の疑いがあると診断された。

その後、原告は体調不良を訴えつつ登校を続け、令和 3 年 1 月、化学物質過敏症との診断を受けた。

(2) 主張の内容

- ① 本件工事には、シックハウス症候群の原因物質となり得るホルムアルデヒド等の成分を含む有機溶剤等が使用されており、原告は本件工事による大気汚染によりシックハウス症候群を発症し、その後遺症として、化学物質過敏症を発症した。原告は自宅から出ることができず、日常生活においても家族による支援が必須の状況にある。
- ② 本件工事発注者である被告県は、本件工事にホルムアルデヒドを含有する塗料が使用されることを知っており、有害物質による健康被害が予見可能であったが、工期の変更や目張り等の生徒が有害物質を吸引しないような措置を講じるなどの措置を怠った。
また、B 高等学校は、原告から体調不良の申告があった時点で、原告がシックハウス症候群を発症している可能性があることを予見可能であったが、11 月下旬頃まで、授業の実施場所を変更する等の対応を怠った。
- ③ 本件工事の施工業者である被告 A も、被告県と同様に生徒に健康被害が生じないよう配慮すべき義務を負っていたにもかかわらず、何ら措置を講じていなかった。
- ④ 被告県及び被告 A には安全配慮義務違反があり、国家賠償法又は民法第 709 条に基づき損害賠償請求を行う。